



鳥取県公報

令和5年8月25日（金）
号外第72号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則（39）（まちづくり課）・・・ 3
- ◇ 人委告示 選考により採用する職の一部改正（6）（任用課）・・・ 4
- ◇ 企業局管 鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程（3）（経営企画課）・・・ 5
理規程

———公布された規則のあらまし———

◇鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県都市公園条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 物品販売等の行為の許可及び変更の許可並びに定型的な仮設工作物による占用の許可更新の許可等の業務を指定管理者に行わせる場合のこれらの許可の手続については、指定管理者が別に定めるところにより行うものとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(2)を除き、令和6年4月1日とする。

規 則

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県都市公園規則の一部を改正する規則

鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請）</p> <p>第6条 法第5条第1項又は<u>法第6条第1項</u>の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（工事の完了の届出書）</p> <p>第13条 略</p> <p><u>（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）</u></p> <p>第14条 <u>指定管理者に条例第7条第1項及び第2項の許可並びに法第6条第1項及び第3項の許可（条例第3条第2項の仮設工作物に係るものに限る。）に関する業務を行わせる場合のこれらの許可の手續については、第2条、第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、指定管理者が別に定めるところによる。</u></p>	<p>（公園施設の設置の許可等の更新の許可の申請）</p> <p>第6条 法第5条第1項又は<u>法第6条第2項</u>の許可の更新の許可を受けようとする者は、様式第8号による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（工事の完了の届出書）</p> <p>第13条 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第6号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用する職）の一部を次のように改正し、令和5年8月25日から施行する。

令和5年8月25日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、育種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校の高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に規定する知的障害者を除く。）をもって補充しようとする職</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p>心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士の職、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、育種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する知的障害者をもって補充しようとする職</p> <p>2～4 略</p>

企業局管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>知事の決裁事項</p> <p>1～22 略</p> <p>23 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び第95条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なものに限る。）</u></p> <p>（2） <u>第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び第103条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なものに限る。）</u></p> <p>24・25 略</p> <p>別表第6（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">局長の委任決裁事項</td> <td style="width: 80%;"> <p>1 <u>個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>同法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿並びに</u></p> </td> </tr> </table>	局長の委任決裁事項	<p>1 <u>個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>同法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿並びに</u></p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>知事の決裁事項</p> <p>1～22 略</p> <p>23 <u>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号。以下「個人情報条例」という。）</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものに限る。）</u></p> <p>（2） <u>第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものに限る。）</u></p> <p>（3） <u>第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものに限る。）</u></p> <p>24・25 略</p> <p>別表第6（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">局長の委任決裁事項</td> <td style="width: 80%;"> <p>1 <u>個人情報条例</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消</u></p> <p>（2） <u>第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び</u></p> </td> </tr> </table>	局長の委任決裁事項	<p>1 <u>個人情報条例</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消</u></p> <p>（2） <u>第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び</u></p>
局長の委任決裁事項	<p>1 <u>個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>同法第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿並びに</u></p>				
局長の委任決裁事項	<p>1 <u>個人情報条例</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>（1） <u>第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消</u></p> <p>（2） <u>第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び</u></p>				

同条例第8条の規定による条例個人情報ファイル簿の作成及び公表

(2) 同法第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定、同法第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第84条の規定による期限の特例の適用の決定（事務所が管理している保有個人情報に係るものを除く。）

(3) 同法第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定（事務所が管理している保有個人情報に係るものを除く。）

(4) 同条例第14条第1項の規定による直ちに開示決定等を行う保有個人情報の決定

(5) 同法第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、同法第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第95条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なもの及び事務所が管理している保有個人情報に係るものを除く。）

(6) 同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定（特に重要なもの及び事務所が管理している保有個人情報に係るものを除く。）

(7) 同法第114条の規定による提案の審査等

公表

(3) 第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定（事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）

(4) 第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定（事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）

(5) 第19条第1項の規定による口頭により開示請求ができる個人情報の決定

(6) 第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）

(7) 第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）

(8) 第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。）

(9) 第36条又は第42条の規定による提案の審査等

略		2～4 略	
略		略	
別表第7（第6条関係）		別表第7（第6条関係）	
事務所の長の委任決裁事項	<p>1～22 略</p> <p>23 <u>個人情報の保護に関する法律</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（事務所が管理している<u>保有個人情報</u>に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>第82条の規定による保有個人情報の開示請求に対する決定、第83条第2項の規定による期間の延長の決定及び第84条の規定による期限の特例の適用の決定</u></p> <p>(2) <u>第85条第1項及び第96条第1項の規定による事案の移送の決定</u></p> <p>(3) <u>第93条の規定による保有個人情報の訂正請求に対する決定、第94条第2項の規定による期間の延長の決定及び第95条の規定による期限の特例の適用の決定</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>(4) <u>第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び第103条の規定による期限の特例の適用の決定</u>（特に重要なものを除く。）</p>	事務所の長の委任決裁事項	<p>1～22 略</p> <p>23 <u>個人情報条例</u>に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（事務所が管理している<u>個人情報</u>に係るものに限る。）</p> <p>(1) <u>第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定及び期間の延長の決定</u></p> <p>(2) <u>第18条の3第1項及び第24条の2第1項の規定による事案の移送の決定</u></p> <p>(3) <u>第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>(4) <u>第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</u>（特に重要なものを除く。）</p> <p>(5) <u>第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</u>（特に重要なものを除く。）</p>
24～26 略		24～26 略	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。